

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	札幌市教育文化会館大・小ホール幕類吊り込み調整業務
発注課	市民文化局文化部文化振興課
選定事業者	株式会社松尾幕商会
<p style="text-align: center;">随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）</p>	
<p>本業務は、令和5年度に契約締結した物品調達案件「札幌市教育文化会館大ホール幕類」及び「札幌市教育文化会館小ホール幕類」により納品された幕類の吊り込み作業を行うものである。</p> <p>幕類の吊り込み作業においては、バトンに幕類を吊り込み後、調整を複数回行うものであるが、幕類の仕様を十分に熟知していなければ調整作業時に幕類を汚損・損傷させる事故が発生する可能性がある。</p> <p>また、吊り込みをして初めて幕類の不備が判明することも十分あり得、その原因が幕類そのもの又は吊り込み作業によるものか判然としない可能性がある。納入業者と吊り込み業者が同一であることで、責任の所在が明確となり、補修作業や調達作業も円滑に行うことができる。</p> <p>さらに、当該幕類は納入後1年間を無償保証として保証期間を設定しているが、納品した業者以外の責任に帰すべき事由により幕類が損傷した場合は無償保証の対象外となる。</p> <p>以上のことから、作業時の責任を明確化し、かつ、本市が無償保証の利益を逸失することなく本業務を円滑に遂行できる者は、当該幕類の仕様を熟知した納品業者以外にはいないことから、当該業務委託は契約の目的が競争入札に適さないものと認め、当該業者を選定するものである。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第91条第1項（ウ）（ア～オのいずれかを記入）